

【ラストチェック問題集の解答・解説の補足と訂正】

教育法規

40. 解答 1

(問題が「空所に入らないものを選び」より)

教育時事 以下が正しい内容となります。

102. 解答 3

103. 解答 (1) ア：E イ：A ウ：K (2) B・

H 【解説】(2) A・C・Eは「学校の業務だが、必ずしも教師が行う必要のない業務」で、D・F・G・I・Jは「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」である。なお、「基本的には学校以外が行うべき業務」としては、「放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応」や「学校徴収金の徴収・管理」が示されている。

【テキスト教育法規 訂正】

P163 教育公務員特例法第21条の条文に誤りがありましたので訂正いたします。

2 「教育公務員の任命権者は・・・」→「教育公務員の研修実施者は・・・」

【テキスト教育法規 演習問題の解答・解説】

1 解答 1

【解説】日本国憲法第13条第1項は基本的人権の総則的な規定のひとつである。個人主義採用と国民に幸福追求権がある旨を規定する。日本国憲法第25条第1項は社会権のひとつである生存権の規定である。日本国憲法第26条第1項は社会権のひとつである教育をうける権利の規定である。日本国憲法第27条は社会権のひとつである勤労の権利の規定である。この3項は児童の酷使を禁止する条文である。

2 解答 1

【解説】教育基本法2条を参照。1：「高度な知識と高い教養」、「学問の自由を尊重する態度」が誤りである。それぞれ「幅広い知識と教養」「真理を求める態度」が正しい。学校教育法21条との関連についても

押さえておこう。

3 解答 1

【解説】教育基本法第5条第2項は義務教育の目的を規定するが、これを受けて学校教育法第21条は義務教育の目標を規定する。この学校教育法第21条と教育の目標を定める教育基本法はよく似たことを規定しているので、その違いをしっかりと把握しておかなければならない。なお、この学校教育法第21条は、同第30条第1項により小学校の目標に、また同第46条により中学校の目標になっている。

4 解答 5

【解説】1：設置者管理主義の原則に基づき、学校の物的・人的管理を行う。2：感染症予防に基づく出席停止は校長の権限である(学校保健安全法20条)。臨時休業は学校の設置者の判断に基づく。3：学校の教育計画を立案するのは、各学校である。4：私立学校は、「法律に定める法人」が設置者である。5：公立学校ではその学校を設置した自治体の教育委員会が定める(学校教育法施行令29条を参照)。

5 解答 3

【解説】授業時数等については、「どこに書いてあるか」も含めて確認しておこう。1：学校教育法施行規則で規定している。校長の権限である。2：1単位時間を常例としていたのは平成元年の指導要領までである。現在は、各学校において「適切に定める」ことが指導要領に規定されている。3：正しい。4：指導要領ではなく、学校教育法施行規則別表で規定している。ただし、指導要領で、教科の内容について授業時間配当の具体的な時間数を規定している教科もある。5：「原則となった」が誤りである。学校行事と併せて実施できることが示された。

6 解答 5

【解説】1：適切でない。職員の出勤簿も学校において備えなければならない表簿のひとつになっている。

学校教育法施行規則第28条第3号。2：適切でない。指導要録の学籍の記録の保存期間は20年間になっている。学校教育法施行規則第28条第2項。3：適切でない。小学校において児童が転学した場合は、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写しを転学先の校長に送付しなければならない。原本を送付するのではないという点が重要である。学校教育法施行規則第24条第3項。4：適切でない。校長に出席簿の作成義務がある。学校教育法施行規則第25条。5：適切である。健康診断票の場合は指導要録と異なり原本を転学先の校長に送付する点に注意が必要である。学校保健安全法施行規則第8条第3項。

7 解答 3

【解説】1：学校で行う健康診断の項目は学校保健安全法施行規則で定められている。2：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律では、結核予防法に規定されていた「結核」を第2類感染症に位置づけたが、学校保健安全法施行規則では以前より第2種感染症として規定されている。3：正しい。学校保健安全法6条を参照。新しい規定である。4：インフルエンザによる出席停止の期間は、発症5日かつ解熱後2日を経過するまでである。5：学校医・学校歯科医・学校薬剤師のうち、学校歯科医と学校薬剤師は大学以外の学校に「置くものとする」職員として規定されている。

8 解答 1

【解説】1：改正前の教育基本法の記述である。正しくは「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。」である（教育基本法第16条第1項）。

9 解答 2

【解説】1：教育委員会を代表するのは教育長である。教育委員長は廃止された。3：教育委員の任命は地方公共団体の長が議会の同意を得て行う。4：教育長の任期は3年である。5：総合教育会議の招集も地方公共団体の長である。

10 解答 3

【解説】教師の行為が児童生徒の身体に対する侵害を内容とするものや肉体的苦痛を与えるものは体罰に該当する（文部科学省平成25年通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」別紙「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」参照）。

A：体罰に該当しない。通常生徒への身体に対する侵害は体罰に該当する。しかし、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は正当防衛として正当な行為とされ体罰に該当しない。

B：体罰に該当する。この教師Bの行為は身体に対する侵害を内容とするもので、体罰に該当する。

C：体罰に該当しない。正当な理由で学校当番を多く割り当てることは、通常許される懲戒権行使の範囲内と判断される行為なので、体罰に該当しない。

D：体罰に該当する。正当な理由があつて放課後等に児童生徒を残留させる行為は通常許される懲戒権行使の範囲内と判断されることが多い。しかし、肉体的苦痛を伴う場合は許されない懲戒権の行使であり、体罰に該当する。

E：体罰に該当しない。正当な理由があつて教室内で短時分起立させる行為は通常許される懲戒権行使の範囲内と判断される行為なので、体罰に該当しない。

11 解答 4

【解説】1：学齢児童生徒は罰として教室外に出して、授業を受けさせず放置することは短時間であっても認められない。2：平手打ちでも体罰である。学校教育法11条で体罰は禁止されている。3：用便に行きたいと訴えた児童生徒に許可しないのは肉体的な苦

痛を与えるので体罰に該当すると解されている。4：妥当である。罰として教室外に出す場合は、当該授業の間、その児童生徒に指導が行われる形であれば、肢1とは異なり、認められる措置である。また、本選択肢のように、授業妨害の場合は、他の児童生徒の学習する権利を守るため、やむを得ず、その元凶となっている児童生徒を教室外に出すことは、同時に別の指導が行われない場合も緊急避難として認められる。

5：自白の強要は認められない。

12 解答 3

【解説】1：学校におけるいじめ対応の起点となるのは、学校いじめ対策組織である（法22条）。2：いじめの禁止は法4条で示されている。3：正しい。後半の地方公共団体の長（首長）への報告については法30条で規定している。4：情報提供についても法28条で規定。5：地方いじめ防止基本方針の策定は努力義務である。

13 解答 5

【解説】1：任命権者の許可（県費負担教職員の場合は市町村教育委員会）のもと、証人・鑑定人として職務上知り得た秘密にかかる事項を述べることは認められる。守秘義務についての規定は地方公務員法34条である。2：公務員を退職後も継続するのは秘密を守る義務である。3：正しくは「政治的行為の禁止」ではなく、「政治的行為の制限」である。また、地方公務員の場合は、勤務する地域外での政治活動は規制されない。4：法令で規定されている「上司」は校長を指しており、学年主任は含まれない。

14 解答 5

【解説】1：違反する。教師Aの行為は窃盗罪（刑法235条）あるいは占有離脱物横領罪（刑法254条）が成立する余地がある。そこで、信用失墜行為の禁止を規定する地方公務員法第33条に違反する。2：違反する。教師Bの行為は職務専念義務を定める地方公務員法第35条に違反する。3：違反する。妻名義

で経営する喫茶店であっても、勤務時間終了後深夜までその業務を手伝うことは実質的に共同経営をしているものとみなされる。よって、任命権者の許可なくその業務を手伝うことは営利企業等の従事を制限する地方公務員法第38条第1項に違反する。4：違反する。秘密を守る義務はその職を退いた後も負うことになる（地方公務員法第34条第1項）。よって、定年退職後であっても知人に本選択肢にあるようなことを話すことは地方公務員法第34条第1項に違反する。5：違反しない。休日に実施されているので、教師Eの行為は職務専念義務をさだめた地方公務員法35条に違反しない。また、一定の謝礼等を受け取っているが、社会通念上許容される範囲内と解されるので、収賄罪等にも該当せず、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法33条にも違反しない。